

社会福祉法人 伊勢湾福社会

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 伊勢湾福社会（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(理事会及び評議員会等への出席報酬等)

第2条 役員等が理事会及び評議員会に出席したときは、別表第1に定める額を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第3条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第4条 役員等に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人、施設運営のための業務に当たった都度、支給する。

- 2 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(費用弁償)

第5条 役員などが理事長の指示又は理事会の委任を受け下記法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。ただし、施設長などの施設職員が役員の場合は支給しない。

- 2 交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(1) 理事会及び評議員会等に参加した場合の費用弁償

鈴鹿市内	4,000 円
その他	6,000 円

(2) 監事が監査を実施した場合の費用弁償

鈴鹿市内	4,000 円
その他	6,000 円

(改廃)

第6条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附 則

- 1 この規程は平成29年6月25日から施行する。
- 2 この規程は平成30年6月19日から施行する。

別表第1（非常勤役員の報酬）

（1） 理事

理事会等会議への出席	10,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	10,000 円

（2） 監事

監事監査等への出席	10,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	10,000 円

（3） 評議員

評議員会への出席	10,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	10,000 円